

令和4年度日本NGO連携無償資金協力 実施要領 改善提案項目
(令和4年度TF用資料)

NGO・外務省定期協議会連携推進委員会NGO側委員会 作成

No	頁	改定要望事項	詳細	外務省回答(一回目)
■本年度重点項目				
■全般				
1	2	「ソフト中心の事業内容のみ(ないしは大部分)で構成される技術協力・技術移転事業は対象としません。」を削除	審査プロセスの話にも関わらず、そもそもの審査項目が不明瞭であるために、申請した案件が、「社会経済開発の長期的な礎」と外務省側に認識されているのか、どうか分からない中、事業地では、実際ソフトが求められていても、優先度の低いハードを敢えて入れて申請せざるを得ない。N連予算総額に限りがある中、 優先度の低いハードを入れることで、真に必要なソフトコンポーネントへの予算が不足する自体に陥っている。これで本当に日本のODAの質の向上に貢献するのか、納税者が望んでいることなのか。 N連事業の第三者評価の中でも、ソフト比率が高い事業でも、大きな成果が出ていることが認められている。 100%ソフトコンポーネントで構成される事業も対象とすべき。	N連実施要領では、ハードの定義が明示的に決められている訳ではありません。N連は開発途上国・地域の社会経済開発の中長期的な礎となる事業を対象としており、この趣旨に沿った案件形成が求められています。また、JICAでも「草の根技術協力事業」を実施しており、平成26年度行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、右スキームとの対象の違いも表しています。なお、JICA草の根技術協力スキームにおける対象の視点の一つとして「日本の団体が主体的に行う、人を介した「技術協力」であること」と定義しており、ソフトコンポーネントを中心として構成される事業の実施には、JICA草の根技術協力スキームへの申請をご検討されることも一案と考えます。
2	10	現地や第三国のパートナー団体への一般管理費の適用	世界人道サミットにおける「現地化」の潮流や、2022年に発表された日本政府のグローバルヘルス戦略(「国内外のNGO、とりわけ途上国の草の根レベルで活動する中小規模の現地NGOに対する協力・対話を強化していく」との整合性を合わせるためにも、 現地パートナー団体への一般管理費拠出を認めるべき。 グローバルヘルス戦略 令和4年5月24日 健康・医療戦略推進本部決定 P15参照 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/senryaku/r040524global_health.pdf 日本のNGOに対する一般管理費が、実質的に自己資金から支出を余儀なくされている現地NGOへの一般管理費拠出によって相殺され、拡充効果が減退している。	実施要領冒頭P1でも記載されている通り、N連は「日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で自主的に企画・実施する」日本のODA政策の内容に沿った経済社会開発事業に対して外務省がODA資金を供与するものです。については、現地あるいは第三国の団体に対して一般管理費を計上することは、一義的には困難です。 他方、「現地化」の潮流等、ローカリゼーションの必要性も十分認識しており、何が可能なのか、NGOの皆様のご意見を頂きつつ、検討していきたいと考えます。
3	23	直近の給与明細書の提出の廃止	申請時に本部人件費に係る根拠資料として、個人の給与明細書の提出を求められるが、 個人情報保護の観点から問題がある。 また公務員とは異なり、民間では、年度内人事異動や待遇の変化は起こるものであり、 想定人員の給与明細に基づき詳細に詰めることは非効率、外務省・NGO双方の管理コストを増やしている。	外務省では「個人情報保護方針」が定められており、業務上取り扱う個人情報はすべて右方針に従って運用されています。 外務省 個人情報保護方針 https://www.mofa.go.jp/mofaj/public/johokokai/gaiyou/pag_e24_001992.html 直近の給与明細書提出は本部人件費算出根拠の重要な参考資料であり、上記方針のうち、「外務省設置法に定める所掌事務に係る業務の遂行」を目的としたものです。については、同資料の提供に引き続きご理解願います。
4	26	変更報告によって変更が可能かどうか不明瞭な場合、団体の判断で、「変更承認」申請を提出	変更が制度上可能か不明瞭であるために民連室や大使館に問い合わせているにも関わらず、「とりあえず変更報告を出していただき、事業終了後にその可否を判断」と説明された。不明瞭であるから問い合わせるのであって、この対応は回答になっていない。 変更が不明瞭の場合は、団体の判断で、変更申請及び承認のプロセスを経る選択肢があるべき。	現在の運用では、団体側から変更が制度上可能か不明瞭である場合には、当方から実施要領等に基づき可能な限り回答を差し上げるようにしています。他方、その判断の見解に相違がある場合には、団体側の判断で変更承認申請の手続きをすることは可能です。については、本運用に疑問がある場合には、民間援助連携室までお問い合わせください。

5	27	「大項目 1.現地事業経費の中の予算を2.現地事業後 方支援経費の中の予算へ移動することは不可」を削 除	大項目1から2への変更が認められないために、人件費や事務所代等の莫大な自己負担が発生している。大 項目2も事業実施に必要な経費であり、何らかの形で予算の移動を認めていただきたい。	ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。お申し越しの趣旨は 十分理解致しますが、大項目1「現地事業経費」はN連事業 実施の中核をなす予算項目であり、同項目から大項目2「現 地事業後方支援経費」への移動はN連本来の趣旨が変わっ てくる可能性も否定できないところ、事業実施中における本 条件の削除は困難と考えます。 他方、事業終了後であればこの点は問題がないものと思わ れるところ、事業終了後の精算手続きの過程で20%以下の 予算項目間の流用が必要であることが判明した場合には、 必要に応じて直接事業費からの移動も含め、これを認める こととします。
6	27	変更報告条件である「活動細部(活動に用いる物品の 変更等)の変更や事業規模の拡大又は縮小(研修の 回数増減等) 物資等の追加購入で、事業の上位目 標達成のために必要なもの(注3)」は、削除へ。上位 目標に合致し、20%以内の変更であれば、変更報告は 不要へ。	変更報告のやり取りが煩雑過ぎて、「働き方改革」や「質の高い事業」と真逆の結果となっている。 上位目標に 合致し、20%以内の変更であれば、変更報告はなしとしていただきたい。 この物価が急激に変化する時代 において、物品1つを追加購入、金額が多少変わることは常識であり、それら1つ1つに変更報告が必要となっ ていることで、事業に与える影響が大きすぎる。	税金を原資とするODA資金を使用する関係上、その費途に ついては、明確にする必要があります。そのために外部審 査等の手続きを経て予算詳細が決定されますが、事業の変 更はこの手続きを経ていないことになるため、その変更 には、同予算を所掌している外務省側の承認が不可欠です。 他方、そのすべてに承認手続きを取ることは、事務効率化 の観点からも好ましいものとはいえないため、事後の提出も 可能である「変更報告」のシステムが設定されています。こ の報告が予算費途変更の記録として活用されることにより、 精算作業も効率的に進めることができる。同システム の運用にご理解願います。
7	29	完了報告書の提出時期を事業終了から4か月後に	2020年度(R2年度)以降、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に基づき、外部 監査ではなく外部調査の実施が求められるようになった。証憑の全件確認が必須となり、 実施団体の負担が 大きいのみならず、監査人からもこのスケジュールでは困難であるとコメントが出ている。 このようなスケジュー ルでは、問題が発生しかねないので、改善していただきたい。	お申し越しの方向で改訂します。

8	30 31	国家資格を有する公認会計士(監査法人)が、外部監査をしている以上、外部機関での確認は不要へ。	国家資格を有するものが厳選な確認をしたあとに再度、(資格も有していない)外部機関が確認をすることは、納税者に説明できる体制とは言えない。そもそも会計検査院から返金遅延について指摘があり、その改善案の一環として、重複確認の問題を解消するために、外務調査に「合意された手続」AUPの概念が導入され、外部審査機関での審査を廃止する方向で話が進んでいはず。第三者評価の提言を踏まえ、N連において業務効率化を進めるべき。	外部調査での確認は、収支関連の提出書類が「実施要領」に従って作成されていることについての確認調査です。他方、外部審査機関で行う審査は、申請時の内容と照らし合わせて、N連として適切な計上かどうかを確認しているところ、審査の視点が異なるため、より正確な精算作業を実施するためにも、双方による審査が必要であると考えます。
9	40	現地スタッフの疾病・傷害保険等私的保険料を直接費に計上	COVID-19の影響を含め、国際スタッフの渡航や事業地訪問に大きな制限がかかる中、現地スタッフに疾病や傷害のリスクを転嫁することが、世界的に避難的になっている。BLM運動の流れにおいても、国際スタッフには保険計上を対象とし、現地スタッフは対象外とすることは、日本のODAは人種差別的と認識されかねず早急な対応が必要である。国際スタッフの海外旅行保険は、「事業実施に真に必要」で、より危険な状況に置かれている現地スタッフの保険は「事業実施に真に必要」ではない理由が理解できない。統計によるとNGOセクターにおいて、業務上亡くなったり、事件事故等に巻き込まれる9割は、現地スタッフ。そういう現地のスタッフが、最前線で日本のODAを支えてくれている。最もリスクの高いところに置かれている人間にきちんと保険をつけて、守るべき。 国際スタッフと現地スタッフの待遇や保護の差は、BLM運動以降、国連や国際NGOを中心に、国際社会でも大きな問題となっているが、そのような世界の流れから言っても、国際スタッフには保険を付けて、現地スタッフには保険を付けないのは、諸外国からも理解されない。	本件は国籍の問題ではなく、雇用形態の違いの問題なので、人種差別的とのご指摘に当たらないことを強く申し上げます。 他方、現地化の潮流の流れもあり、現地スタッフの待遇改善及び「最もリスクの高いところに置かれている人達にきちんと保険をつけるべき」とのご意見については当方としても十分理解するところです。については、従来では現地スタッフに対する傷害保険は「危険な業務に直接従事しているスタッフ」に限定していましたが、「海外安全情報(危険情報)レベル3以上の地域で活動するフィールドスタッフ」に適用範囲を拡大します。
10	—	実施要項、特に外部調査に関する部分の英訳	各団体が独自の解釈で英訳した要項に基づいて、海外の公認会計士等が調査を行うことは、問題があるため、正規の英語の要項を出していただきたい。	実施要領はあくまで日本のNGOに向けて作成しているものであり、英語を含む外国語版の作成は想定されておらず、非日本語での説明は各団体の責任で実施して頂ければ幸いです。
■シンプルなフォーマット上の修正				
		人件費実績表「残業時間」の項目を削除へ	左記項目はその下のどの項目の数式にも影響を与えておらず、計算式として意味がない。また、月の残業時間のうち、何時間がN連従事時間を算出することは、物理的に不可能である。	ご指摘頂いた点を踏まえ、検討させていただきます。
		「人件費実績表」の総支給給与、N連計上額、精算額は、米ドル等小数点がある通過は、小数点第三位を切り捨てにした上で、第二位まで表示、数式を変更しても構わない旨、記載へ	小数点以下の取り扱いを要項に合わせるため。	承知しました。修正します。
		様式1-a「予算詳細」一番右の邦貨換算は、四捨五入(ROUND,0)ではなく、小数点以下切り捨ての計算式(ROUNDDOWN,0)になるはず。	参考値であるため契約額には影響しないが、小数点以下の扱いは、要項に切り捨てと記載有。	承知しました。修正します。
		事業開始前の写真や完了時の写真(様式4-e)は、不要へ。	外務省のホームページに掲載するために必要との説明だが、2018年度全106案件中27件、2019年度全113案件中1件、2020年度全109案件中0件、2021年度全96案件中0件しか掲載されていない。提出の意味がないので、今後は提出不要としていただきたい。	現在、HP掲載を鋭意進めているところです。写真の掲載は、N連がどのように実施されているのか、一般市民に広く知って頂く重要な資料のため、今後も引き続きご提出をお願いいたします。